

第1号議案

就業規則及び職員給与規程の改定について

(案)

超過勤務手当に関する労働基準法の改正（平成22年4月1日施行）の中小企業への猶予措置終了等を受け、「就業規則」及び「職員給与規程」を別紙のとおり改定する。

施行日：2023年4月1日

以 上

【添付資料】

- 別紙1：就業規則 改定案 新旧対照表
- 別紙2：職員給与規程 改定案 新旧対照表
- 別紙3：就業規則および職員給与規定の改定について

※別紙3は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、外部秘に該当するため非公表とする。

就業規則 改定案 新旧対照表 (別紙1)

改定前	改定後
<p>第1条～第18条(略)</p> <p>(休日)</p> <p>第19条 休日は、次の各号に掲げる日とする。</p> <p>一 土曜日及び日曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律の定める国民の休日</p> <p>三 年末年始(12月29日から1月3日まで)</p> <p>四 その他本機関が指定する日</p> <p>第20条～第50条(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(平成27年9月2日)(略)</p> <p>附則(平成29年11月22日)(略)</p> <p>附則(2020年2月26日)(略)</p> <p>以上</p>	<p>第1条～第18条(略)</p> <p>(休日)</p> <p>第19条 休日は、次の各号に掲げる日とする。</p> <p>一 土曜日及び日曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律の定める国民の休日</p> <p>三 年末年始(12月29日から1月3日まで)</p> <p>四 その他本機関が指定する日</p> <p><u>2 通常勤務者は、前項の休日のうち日曜日を法定休日とする。</u></p> <p><u>3 交替制勤務者は、第1項の休日のうち暦週(日曜日から土曜日)において最も後順に位置する休日を法定休日とする。</u></p> <p>第20条～第50条(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(平成27年9月2日)(略)</p> <p>附則(平成29年11月22日)(略)</p> <p>附則(2020年2月26日)(略)</p> <p><u>附則(2022年月日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この規程は、2023年4月1日から施行する。</u></p> <p>以上</p>

職員給与規程 改定案 新旧対照表 (別紙2)

改 定 前	改 定 後
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(住宅手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 緊急災害対応業務に係る研修等を受講し、かつ、所属長及び対応組織の統括を担う総務部長が認めた職員が<u>当機関</u>から徒歩1時間圏内(4キロメートル以内)に住宅を借り受け、家賃を支払っている場合には、職員家賃の月額を上限とし、前号の額に28,000円を加算した額</p> <p>第13条・第14条 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第15条 就業規則第16条及び第17条に定める勤務を超えて勤務した時間又は同規則第19条及び第20条に定める休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3項に規定する勤務1時間あたりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。 一 休日以外の日における所定の労働時間を超える勤務 100分の125 二 休日における勤務 100分の135 (休日に勤務することを命ぜられた職員に対して休日の振</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(住宅手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 緊急災害対応業務に係る研修等を受講し、かつ、所属長及び対応組織の統括を担う総務部長が認めた職員が<u>当機関(豊洲事務所)</u>から徒歩1時間圏内(徒歩距離4キロメートル以内)に住宅を借り受け、家賃を支払っている場合には、職員家賃の月額を上限とし、前号の額に28,000円を加算した額</p> <p>第13条・第14条 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第15条 就業規則第16条及び第17条に定める勤務を超えて勤務した時間又は同規則第19条及び第20条に定める休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3項に規定する勤務1時間あたりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。 一 休日以外の日における所定の労働時間を超える勤務 100分の125 二 休日における勤務 100分の135 (休日に勤務することを命ぜられた職員に対して休日の振</p>

替を行った場合は除く。)

2 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて勤務した時間が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項各号の規定にかかわらず、勤務時間1時間につき、次項に定める勤務1時間当たりの給与の額の100分の150(その勤務が午後10時から翌日5時までの場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を超過勤務手当として支給する。

3・4 (略)

第16条～第24条 (略)

附則 (略)

附則 (平成27年7月15日) (略)

附則 (平成27年9月2日) (略)

附則 (平成28年3月23日) (略)

附則 (平成29年2月15日) (略)

附則 (平成29年3月29日) (略)

附則 (平成29年5月12日) (略)

附則 (平成30年2月7日) (略)

附則 (2019年1月24日) (略)

附則 (2020年1月22日) (略)

附則 (2021年2月17日) (略)

附則 (2021年11月4日) (略)

附則 (2022年4月27日) (略)

以上

替を行った場合は除く。)

2 所定の勤務時間を超えて又は休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて勤務した時間及び休日の勤務時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項各号の規定にかかわらず、勤務時間1時間につき、次項に定める勤務1時間当たりの給与の額の100分の150(その勤務が午後10時から翌日5時までの場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を超過勤務手当として支給する。

3・4 (略)

第16条～第24条 (略)

附則 (略)

附則 (平成27年7月15日) (略)

附則 (平成27年9月2日) (略)

附則 (平成28年3月23日) (略)

附則 (平成29年2月15日) (略)

附則 (平成29年3月29日) (略)

附則 (平成29年5月12日) (略)

附則 (平成30年2月7日) (略)

附則 (2019年1月24日) (略)

附則 (2020年1月22日) (略)

附則 (2021年2月17日) (略)

附則 (2021年11月4日) (略)

附則 (2022年4月27日) (略)

附則 (2022年 月 日)

(施行期日)

第1条 この規程は、2023年4月1日から適用する。

以上